

議案第144号

静岡地方税滞納整理機構規約の変更の協議について

静岡地方税滞納整理機構の規約を変更することについて、関係地方公共団体の協議により定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約

静岡地方税滞納整理機構規約（平成20年総行市第1号）の一部を次のように変更する。

第4条第4号中「及び自動車取得税」を削り、「第442条第2号」を「第442条第5号」に、「同条第4号」を「同条第7号」に改める。

附 則

この規約は、平成31年10月1日から施行する。